平成２７年（フ）第３２９８号
大阪市淀川区三津屋中２丁目４番18―205号
債務者　足立　直美
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３９４号
大阪府枚方市中宮本町11番37号、前住所大阪府枚方市堂山１丁目43番18号
債務者　中西健太郎
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４０１号
大阪市生野区巽東３丁目13番14号　シェルウイング　302
債務者　金沢百合子
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５０１号
大阪府大東市北条１丁目４番１号　毎弘マンション303号
債務者　山田　敏弘
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０６号
岡山市中区海吉2315番地５平井アパート２号室、旧住所岡山県加賀郡吉備中央町北1466番地
債務者　槍﨑　弥生
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２７３号
岡山市東区草ケ部899番地19、旧住所岡山市東区上道北方78番地13
債務者　増田　香織
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１１号
（開始決定時の住所・最後の住所）島根県大田市大田町大田イ860番地３　石東病院内、住民票上の住所島根県大田市大田町大田ロ215番地１コーポむつのぶ３―101
破産者　亡川内勉相続財産
1　決定年月日　平成27年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第１１６号
群馬県前橋市上泉町1278番地２
破産者　有限会社徳田新聞店
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第５９８号
埼玉県入間郡越生町大字如意1284番地89、申立時の住所埼玉県狭山市大字北入曽446番地の９
破産者　平野　大樹
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１７号
静岡県島田市川根町葛籠1210番地の１
破産者　有限会社植原組
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６５２号
名古屋市名東区つつじが丘419番地
破産者　有限会社夢プランニングオフィス
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６２１号
名古屋市中村区太閤１丁目１番８号
破産者　株式会社アドフォース
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６５７号
京都市下京区七条御所ノ内北町68番地
破産者　株式会社伸
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４１２号
大阪府枚方市楠葉並木１丁目38番10―201号
破産者　株式会社大勝
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４３４号
京都市東山区新橋通大和大路東入２丁目橋本町415番地大阪屋ラ・フェスタ祇園１階２号室
破産者　株式会社絆
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５２号
神戸市中央区磯辺通３―２―11　三宮ファーストビル９階、商業登記簿上の本店所在地神戸市西区池上４丁目25番地の11
破産者　株式会社マニーナ
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８９号
神戸市灘区倉石通５丁目１番８号
破産者　有限会社嘻楽苑
1　決定年月日　平成27年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４４号
札幌市西区発寒16条４丁目７―８
破産者　有限会社エクセルライン
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９号
秋田市飯島字穀丁大谷地211番地１
破産者　株式会社アライン
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部